

甲 第 138 号 議 案

岡山市市税条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市市税条例の一部を改正する条例

岡山市市税条例（昭和25年市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第24条の8第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項」を「の前項」に、「若しくは市民税に充当し」を「，個人の市民税若しくは森林環境税を納付し，若しくは納入し」に，「に充当する」を「を納付し，若しくは納入する」に改める。

第26条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め，同項を同条第6項とし，同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め，同項を同条第5項とし，同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め，同項を同条第4項とし，同条第2項中「前項」を「第1項」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において，当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には，当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは，給与所得者は，施行規則で定めるところにより，前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第27条の2第1項中「よつて，」を「より」に改め，同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割と併せて賦課徴収する。

第29条の3第1項中「よつて」を「より」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「よつて」を「より」に改め、同条第3項中「よつて」を「より」に改め、同条第5項中「当該給与所得者が、」を「、当該給与所得者が」に、「よつて」及び「よつて、」を「より」に改め、同条第6項中「よつて」を「より」に改める。

第29条の7第1項中「よつて」及び「よつて、」を「より」に、「においては」を「には」に、「、到来する」を「到来する」に、「、それぞれの」を「それぞれの」に改め、同条第2項中「前条の規定によつて」を「前条の規定により」に改め、「特別徴収義務者から」の次に「市に」を加え、「においては」を「には」に、「法第17条の規定によつて、」を「、法第17条の規定により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第29条の7の2第1項中「よつて」を「より」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第29条の7の5において同じ。）」を加え、同条第2項中「よつて」を「より」に改める。

第29条の7の6第1項中「よつて」を「より」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「においては」を「には」に、「法第17条の規定によつて、」を「、法第17条の規定により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

附則第17条の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の3第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第26条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定は、令和7年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の岡山市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第26条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき岡山市市税条例第26条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第17条の3第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第17条の2第4項の規定は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正等に伴い、森林環境税の導入に伴う徴収方法等を規定する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 139 号 議 案

岡山市コミュニティハウス条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市コミュニティハウス条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市コミュニティハウス条例の一部を改正する条例

岡山市コミュニティハウス条例（昭和50年市条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表岡山市大宮コミュニティハウスの項中「大宮学区コミュニティ協議会」を「大宮地区コミュニティ協議会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

コミュニティ住民組織の名称変更に伴い、指定管理者の名称を変更するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 140 号 議 案

岡山市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

岡山市ふれあいセンター条例（平成5年市条例第5号）の一部を次のように改正する。
別表第4第1項の表中「1 岡山ふれあいセンター」を「岡山ふれあいセンター」に
改め、同表第2項の表及び第3項の表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

西大寺ふれあいセンター及び北ふれあいセンターの軽食・喫茶スペースを廃止するため、
本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 141 号 議 案

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡山市国民健康保険条例（昭和36年市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第9条の3中「及び第16条の3」を「，第16条の3及び第16条の4」に改め，同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「，第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に，「及び国民健康保険保険給付費等交付金」を「並びに国民健康保険保険給付費等交付金」に改める。

第11条第1項中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に，「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第12条の7中「及び第16条の3」を「，第16条の3及び第16条の4」に改め，同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「，第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第12条の16中「第16条」の次に「及び第16条の4」を加え，同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第15条第1項中「国民健康保険法施行令」を「法施行令」に改める。

第16条第1項第1号中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に，「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第16条の3第1項及び第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改め，同条の次

に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第16条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（法施行令第29条の7第5項第8号の出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第12条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第23条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8又は第12条の11」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の10」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第12条の2」とあるのは「第12条の17」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の19」と読み

替えるものとする。

5 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条又は第12条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第12条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8又は第12条の11」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と、第6項中「第12条」とあるのは「第12条の10」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第12条の2」とあるのは「第12条の17」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第6項中「第12条」とあるのは「第12条の19」と読み替えるものとする。

第23条の2第1項中「市長に届け出」を「記載した届書を市長に提出し」に改め、同項第1号中「氏名」を「世帯主の氏名」に改め、同条第2項中「に規定する届出」を「の

規定による届出」に、「に規定する雇用保険受給資格者証」を「の雇用保険受給資格者証又は同令第19条第3項の雇用保険受給資格通知」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第23条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第23条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第16条の4の規定は、令和5年度分の国民健康保険の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の当該保険料

について適用し，令和 5 年度分の当該保険料のうち令和 5 年 1 2 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度分までの当該保険料については，なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い，産前産後期間における国民健康保険料の減額措置を講ずる等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 142 号 議 案

岡山市子ども医療費給付条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市子ども医療費給付条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市子ども医療費給付条例等の一部を改正する条例

(岡山市子ども医療費給付条例の一部改正)

第1条 岡山市子ども医療費給付条例（昭和48年市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「除く」の次に「。次項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項第3号の規定にかかわらず、生徒等である受給資格者が次の各号に掲げる医療支援又は医療を受けた場合であつて、当該受給資格者又はその保護者が当該医療支援又は医療に要した費用について当該各号に掲げる医療費を受給したときは、この条例により給付する医療費の額は、当該医療支援又は医療に係る自己負担額とする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項の指定小児慢性特定疾病医療支援 同項の小児慢性特定疾病医療費

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条第1項の指定自立支援医療 同項の自立支援医療費

(3) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の指定特定医療 同項の特定医療費

第5条中「第3条に規定する」を削る。

第6条中「第4条各号」を「第4条第1項各号」に改める。

(岡山市心身障害者医療費給付条例の一部改正)

第2条 岡山市心身障害者医療費給付条例（昭和47年市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「負担することとなる費用」を「負担することとなる費用の額」に、「控除する」を「控除した額をいう。以下「自己負担額」という」に改め、同条中第2項及び第3項を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、12歳に達した日以後の最初の3月31日の翌日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある受給資格者が次の各号に掲げる医療支援又は医療を受けた場合であつて、当該受給資格者又はその保護者（岡山市子ども医療費給付条例（昭和48年市条例第47号）第2条第2項の保護者をいう。）が当該医療支援又は医療に要した費用について当該各号に掲げる医療費を受給したときは、この条例により給付する医療費の額は、当該医療支援又は医療に係る自己負担額とする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項の指定小児慢性特定疾病医療支援 同項の小児慢性特定疾病医療費

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条第1項の指定自立支援医療 同項の自立支援医療費

(3) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の指定特定医療 同項の特定医療費

第4条の次に次の1条を加える。

（医療費算定の特例）

第4条の2 受給資格者及び他の被保険者等の療養に係る額を合算して高額療養費が支給されることとなる場合における受給資格者が被保険者等として負担することとなる費用は、医療保険各法（第2条第1項第1号から第6号までに掲げるものに限る。以下この項及び第10条第2項において同じ。）の規定にかかわらず、当該受給資格者以外の被保険者等の療養に係る額を除き、医療保険各法の高額療養費の算定の例によるものとする。

2 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、規則に定める特別の理由により、一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、同項の適用について、一部負

担金相当額の全部又は一部を控除しないことができる。

(岡山市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正)

第3条 岡山市ひとり親家庭等医療費給付条例(昭和52年市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「負担することとなる費用」を「負担することとなる費用の額」に、「控除する」を「控除した額をいう。以下「自己負担額」という」に改め、同条中第2項及び第3項を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、12歳に達した日以後の最初の3月31日の翌日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある受給資格者が次の各号に掲げる医療支援又は医療を受けた場合であつて、当該受給資格者又はその保護者(岡山市子ども医療費給付条例(昭和48年市条例第47号)第2条第2項の保護者をいう。)が当該医療支援又は医療に要した費用について当該各号に掲げる医療費を受給したときは、この条例により給付する医療費の額は、当該医療支援又は医療に係る自己負担額とする。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の2第1項の指定小児慢性特定疾病医療支援 同項の小児慢性特定疾病医療費

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条第1項の指定自立支援医療 同項の自立支援医療費

(3) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項の指定特定医療 同項の特定医療費

第4条の次に次の1条を加える。

(医療費算定の特例)

第4条の2 受給資格者及び他の被保険者等の療養に係る額を合算して高額療養費が支給されることとなる場合における受給資格者が被保険者等として負担することとなる費用は、医療保険各法(第2条第1項第1号から第6号までに掲げるものに限る。以下この項及び第9条第2項において同じ。)の規定にかかわらず、当該受給資格者以外の被保険者等の療養に係る額を除き、医療保険各法の高額療養費の算定の例によるものとする。

2 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、規則に定める特別の理由により、一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、同項の適用について、一部負担金相当額の全部又は一部を控除しないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の岡山市子ども医療費給付条例、第2条の規定による改正後の岡山市心身障害者医療費給付条例及び第3条の規定による改正後の岡山市ひとり親家庭等医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後に療養を受けた者から適用する。

提案理由

子ども医療費、心身障害者医療費及びひとり親家庭等医療費助成制度の受給資格者である中学生、高校生等の小児慢性特定疾病医療支援、自立支援医療及び指定難病に係る医療の通院医療費の自己負担額を無料にするため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 143 号 議 案

岡山市保健衛生関係事務手数料条例及び岡山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市保健衛生関係事務手数料条例及び岡山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市保健衛生関係事務手数料条例及び岡山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(岡山市保健衛生関係事務手数料条例の一部改正)

第 1 条 岡山市保健衛生関係事務手数料条例（平成 12 年市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号イ中「又は第 3 条の 3 第 1 項」を「, 第 3 条の 3 第 1 項又は第 3 条の 4 第 1 項」に改める。

(岡山市旅館業法施行条例の一部改正)

第 2 条 岡山市旅館業法施行条例（平成 12 年市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条中「及び第 3 条の 3 第 3 項」を「, 第 3 条の 3 第 2 項及び第 3 条の 4 第 3 項」に改める。

第 7 条中「第 5 条第 3 号」を「第 5 条第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、この条例の公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

旅館業法の一部改正に伴い、旅館業の譲渡及び譲受けの承認の申請に対する審査に係る手数料を定める等のため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 144 号 議 案

岡山市空家等の適切な管理の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

岡山市空家等の適切な管理の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定
するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市空家等の適切な管理の促進に関する条例の一部を改正する条例

岡山市空家等の適切な管理の促進に関する条例（平成 27 年市条例第 85 号）の一部を
次のように改正する。

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

（市の責務）

第 3 条 市は、法第 4 条第 1 項の規定により、法第 7 条第 1 項の空家等対策計画の作成及
びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に
講ずるものとする。

（空家等の所有者等の責務）

第 4 条 空家等の所有者等は、法第 5 条の規定により、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさ
ないよう、空家等の適切な管理を行わなければならない。

第 6 条中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

第 8 条の次に次の 2 条を加える。

（管理不全空家等の認定基準）

第 8 条の 2 市長は、法第 13 条第 1 項の管理不全空家等と認めるに当たっての基準（以
下「管理不全空家等認定基準」という。）を定めるものとする。

2 市長は、管理不全空家等認定基準を定め、又はこれを改訂したときは、遅滞なく、こ

れを公表しなければならない。

(管理不全空家等に対する措置)

第8条の3 市長は、管理不全空家等の所有者等に対し、法第13条の規定により管理不全空家等に対する措置を講ずるに際しては、当該管理不全空家等が現にもたらしめている、又はそのまま放置した場合に予見される周辺の建築物、通行人等に対する悪影響の有無、程度及び切迫性を勘案して総合的に判断するものとする。

第9条中「第13条」を「第15条」に改める。

第10条中「認定基準」を「特定空家等認定基準」に改める。

第11条第1項中「第14条」を「第22条」に改め、同条第2項中「第14条第2項」を「第22条第2項」に改める。

第16条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

附 則

この条例は、この条例の公布の日又は空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、管理不全空家等の認定基準に関し必要な事項を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 145 号 議 案

岡山市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市営住宅条例の一部を改正する条例

岡山市営住宅条例（平成9年市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第7号中「又は既存入居者」を「, 既存入居者」に改め, 「なったこと」の次に「又は既存入居者若しくは同居者が岡山市犯罪被害者等基本条例（平成22年市条例第56号）第2条第2号に規定する犯罪被害者等（以下「犯罪被害者等」という。）に該当し, 当該公営住宅に居住し続けることが困難となったこと」を加える。

第5条第1項中「条件を」を「条件のいずれをも」に改め, 同項第3号に次のただし書を加える。

ただし, 次のアからエまでのうち, 2以上の場合に該当するときは, 当該場合に応じた金額のうち, 最も高い金額を超えないこと。

第5条第1項第3号イ中「又は18歳未満」を削り, 同号ウ中「満6歳」を「18歳」に, 「214,000円」を「259,000円」に改め, 同条第3項第4号中「岡山市犯罪被害者等基本条例（平成22年市条例第56号）第2条第2号に規定する」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は, 公布の日から施行する。ただし, 次の各号に掲げる規定は, 当該各号に定める日から施行する。

(1) 第5条第1項第3号イの改正規定及び同号ウの改正規定（「満6歳」を「18歳」に改める部分に限る。） 令和5年12月1日

(2) 第5条第1項第3号ウの改正規定（「214,000円」を「259,000円」に改める部分に限る。） 令和6年4月1日

（準備行為）

2 改正後の岡山市営住宅条例（以下「新条例」という。）第5条第1項第3号ウの規定（「満6歳」を「18歳」に改める部分に限る。）に係る家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、令和5年12月1日前においても、新条例の規定の例によりすることができる。

3 新条例第5条第1項第3号ウの規定（「214,000円」を「259,000円」に改める部分に限る。）に係る家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、令和6年4月1日前においても、新条例の規定の例によりすることができる。

提案理由

子育て世帯の入居者資格の要件を緩和する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 146 号 議 案

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例

岡山市火災予防条例（昭和37年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第12条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第14条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第14条第3項を次のように改める。

- 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第14条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第12条の2第1項第4号」に改め

る。

第54条第1項第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の岡山市火災予防条例（以下「新条例」という。）第14条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）

（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第12条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第3項、第13条第2項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第14条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第14条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第14条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備の位置、構造及び管理に関する基準を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。